

要 求	回 答
<p>1. 環境保全・資源循環型廃棄物行政の構築に向けては、行財政の「効率化」「コスト論」のみを優先した変更ではなく、災害等から市民を守ることを最優先に環境局として公共関与が必要な事業においては直営を基本とすること。また、廃棄物処理処分事業について、大阪広域環境施設組合に対し、環境局として責任を持って対応を図ること。</p> <p>2. 「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン 3.0」の達成に向けた取り組み内容についての検証と引き続き効率化に向けた課題等、情報提供を行うこと。また、災害対策の推進や廃棄物対策の充実など、市民・高齢者の視点に立った「質の高い公共サービス」を提供できるよう取り組むこと。さらに、組合員の勤務労働条件の変更については、労使合意を基本に十分な交渉・協議を行うこと。</p> <p>5. 近年多発する自然災害に対応した実効ある災害行動計画を策定するとともに、災害発生時には環境事業センターが地域のコントロールタワーとなつての即応力や柔軟な対応が図れるよう機能・権限を構築すること。</p>	<p>1. 2. 5. 本市では令和6年3月に策定した「新・市政改革プラン」において、取り組み方針の1つとして、「持続可能な行財政基盤の構築」を掲げ、行政資源の管理の徹底により、今後の社会経済情勢の変化、市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行財政基盤の構築を図ることとし、引き続き、人員マネジメントの推進等に取り組むこととしている。</p> <p>当局においても、令和5年度から令和9年度までの5か年については、「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン」の精神である「経費の削減」と「市民サービスの向上」の考え方を引き継ぐとともに、SDGsの考え方を踏まえ、「持続可能で効率的・効果的な事業運営」と「地域・市民・事業者との連携強化」を目指した「家庭系ごみ収集輸送事業改革プラン3.0」に基づき、取り組みを進めているところである。</p> <p>災害対策については、発災直後から、環境事業センターが地域のコントロールタワーとなつて、円滑な収集体制を確保することは必要不可欠であると考えており、平成29年3月に第1版を策定した『大阪市災害廃棄物処理基本計画「業務実施マニュアル」』に基づき、『環境事業センターにおける災害発生時の業務実施マニュアル』を定めるとともに、令和元年7月には『台風等暴風時のごみ収集における対応マニュアル』を策定するなど災害へのマニュアルを整備してきたところであるが、引き続き、災害時に発生するごみの搬入先(仮置場)を確保するため、各所属が所管している未利用地の活用を検討するなど、災害時に備え搬入先(仮置場)の確保に向けて整理してまいりたい。</p> <p>また、発災時に迅速な対応がとれるよう、防災訓練の際にマニュアルの確認訓練を合わせて実施するなど区役所とも連携し実効性が伴うマニュアルになるよう努めている。さらに、収集</p>

要 求	回 答
<p>3. 高齢層職員の雇用制度のあり方について、技能職員の業務実態を十分に踏まえ65歳まで安心して働き続けられる職場環境となるよう、引き続き労使で十分な協議を行うこと。</p> <p>4. 組合員が「働きがい・やりがい」を持てるよう技能労務職給料表1級から2級への昇格条件を改善するとともに、55歳以上の昇給再開に向け関係先に働きかけること。また、市民サービスの充実に向けた主任の配置を行い、業務内容の変化に伴う仕事の質の多様化に対応できる業務執行体制の確立を図るとともに、2級班員についても適正な配置を行うこと。</p>	<p>現場において高齢者をはじめとする市民の方とも接する機会の多い環境事業センター職員が応急救護を身に付けることで、付加価値を高めた市民サービスを提供できるよう職員のスキルアップに向け、普通救命講習を実施している。</p> <p>いずれにしても、「改革プラン3.0」の目標実現に向けた取組を進める中で、職員の勤務労働条件に係る事項については、協議を行いたいと考えており、貴支部においても、ご理解とご協力をお願いしたい。</p> <p>なお、大阪広域環境施設組合とは、今後もこれまで培ってきた収集輸送事業と焼却処理処分事業の一体的な対応を十分に踏まえて連携を図ってまいりたい。</p> <p>3. この間、高齢層職員の雇用にあたっては「雇用と年金の接続」を図るため、大阪市再任用制度要綱に基づき、退職前の勤務成績が良好であり、任用する職の職務遂行に必要な知識・経験を有し、公務内の職務を遂行できると認められる者の中から、選考によりフルタイムによる再任用を実施しており、今後とも、技能職員の業務実態等を十分に踏まえ、再任用制度並びに条例等の改正内容に基づく定年延長制度への対応を行うとともに、高齢層職員の勤務労働条件に係る事項については、引き続き貴支部と協議を行いたいと考えているので、ご理解とご協力をお願いしたい。</p> <p>4.6. 昇格制度については、「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりえないが、2級昇格については、令和2年度より段階的に増設してきており、近年の昇格選考状況を踏まえ、業務に支障を及ぼさない班員体制を見据え、昇格条件の改善に向けて関係先に働きかけてまいりたい。</p>

要 求	回 答
<p>6. 減量リサイクルとまち美化の推進とともに、質の高い公共サービスを提供するため、多様化する市民ニーズに応えることのできる業務執行体制の構築と必要な要員を確保すること。</p> <p>8. すべての公務災害を一掃するため、労働安全衛生管理体制の充実・強化を図るとともに、熱中症対策をはじめ、感染症を含めた予防対策など、現場実態に応じた労働災害防止対策を講じること。</p> <p>9. 組合員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、各休暇の確実な取得の促進をはじめとした、そこに働く者の労働環境を十分に確保すること。</p>	<p>また、55歳以上の昇給再開についても、「大阪市労使関係に関する条例施行規則」第4条に掲げる「各所属が適法に管理し、又は決定することができるもの」に該当しないことから、当局での交渉事項とはなりえないが、55歳以上の昇給を含めた処遇面に課題があることは当局としても認識していることから、その改善について関係先に働きかけてまいるとともに、引き続き、適正な業務執行体制を確保できるよう配置を行ってまいりたい。</p> <p>8. 熱中症対策を含め、公務災害の未然防止や再発防止の観点から、災害状況の把握や原因究明は非常に重要であり、これまでから環境局安全衛生委員会において意見交換を実施するとともに、安全衛生について、職員に対し積極的な周知に努めているところである。感染症を含めた予防対策については、これまでからも多くの人が公共交通機関に集中する時間帯を避けるため、時差勤務による通勤緩和等を実施し、対策を講じてきたが、今後も状況に応じた対策を適宜講じてまいりたい。また、公務上の交通事故防止対策の充実・強化も非常に重要な課題であり、引き続き運行管理システムや民間の安全運転研修等を有効活用しながら、交通事故の防止と運転マナーの向上に努めていく。</p> <p>9. 令和元年度から、労働基準法の改正により5日間の年次休暇の取得義務、時間外勤務の上限設定など労働環境は変化している。国を挙げて働き方改革の推進が求められている中、昨年度には「大阪市働き方改革実施方針」が策定された。当局としても、働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進は重要な課題であると認識しており、働く意欲・能力を存分に発揮できるよう、休暇取得の推進はもちろん、職員の労働環境等について、労働基準法や働き方改革の趣旨を踏まえ、主体的に対応</p>

要 求	回 答
<p>10. 労働安全衛生面に十分配慮し、作業実態に合った作業被服等を貸与すること。また、環境局として災害発災時等に対応し得る被服及び安全靴等の備蓄について計画的に行うこと。</p>	<p>してまいりたい。</p> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">(</span>   令和6年5月末日(令和5年度)   年次休暇取得日数:20.00 日   (令和4年度実績 :20.26 日)   夏季休暇取得日数: 4.94 日   <span style="font-size: 2em;">)</span> </p> <p>10. 作業服等については、貴支部からの改善要求に対し、当局貸与の夏用作業服上衣に代わり、吸汗速乾生地である長袖ポロシャツの各職員への貸与、スニーカータイプの作業靴の改善などに努めてきたところである。今後も引き続き、作業実態に応じた被服等の貸与について貴支部と協議したいと考えており、災害発生時等に対応し得る被服や安全靴等の備蓄については、引き続き関係部署と連携を図りながら、検討してまいりたい。</p>